5　各締約国は、適当な場合には、附属書八及び附属書九の自国の表にそれぞれ特定される例外を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第八十五条及び第八十六条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの）の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7　第八十五条、第八十六条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

注釈　この条の規定において「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

第九十一条　特別な手続及び情報の要求

1　第八十五条のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資活動及び自国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連して特別な手続を定めることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該特別な手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内にある当該投資家の投資財産に対し、専ら参考情報として又は統計の収集を目的として使用するため、当該投資財産に関する事業に係る情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該事業に係る情報であって秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第九十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　正当な法の手続に従って行われるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の時から支払の時までの期間を考慮した利子であって、適当な商業的な利率によるものを含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　第九十六条の規定の適用を妨げることなく、収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の司法裁判所若しくは行政裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に申立てをする権利を有する。

5　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産に関する強制実施許諾の付与については、適用しない。

6　この条の規定は、附属書十の規定に従って解釈する。

第九十三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　第十一条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、同条の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第九十四条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを確保する。この資金の移転には、少なくとも次のものの移転を含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　融資契約その他の契約に基づいて行われる支払

(e)　当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する当該他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第九十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、当該資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券又は派生商品（先物及びオプションを含む。）の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　訴訟手続又は行政上の決定における命令又は判決の履行の確保

(e)　社会保障、公的年金制度及び強制年金制度から生ずる投資家の義務

注釈　インドについては、この(e)に規定する投資家の義務には、特に、インドの法令に基づくプロビデント・ファンド、退職金、退職手当及び被用者のための州の保険制度から生ずる義務を含む。

第九十五条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の**塡**補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。

2　前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

3　投資家が1の規定に基づく**塡**補その他の補償を受領する場合には、当該投資家は、当該受領した**塡**補その他の補償の限度において、次条に基づく投資紛争において救済を求める権利を有しない。